



山形県公報

平成20年4月4日(金)
第1931号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

酒田地区消防組合と山形県との間の公平委員会の事務に関する規約の一部を改正する  
規約.....(市町村支援課)...559  
障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....(庄内総合支庁福祉課)...560  
土地改良区の役員の就任の届出.....(最上総合支庁農村計画課)... 同  
土地改良区の定款変更の認可.....( 同 )... 同  
同.....(庄内総合支庁農村計画課)... 同  
同.....( 同 )...561  
都市公園の区域の変更.....(都市計画課)... 同  
県道の供用の開始.....(村山総合支庁北村山建設総務課)...563  
同.....( 同 )... 同  
建設業者に対する営業停止の処分.....(庄内総合支庁建設総務課)... 同  
同.....( 同 )... 同  
道路の区域の変更.....( 同 )...564  
開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)... 同

### 公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請.....(置賜総合支庁企画振興課)... 同  
同.....( 同 )...565  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(庄内総合支庁企画振興課)... 同  
大規模小売店舗の新設の届出.....(商業経済交流課)...566  
放置車両確認機関の公示.....(公安委員会)...567

## 告 示

### 山形県告示第342号

酒田地区消防組合と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を改正する規約を次のように定めた。

平成20年4月4日

山形県知事 齋 藤 弘

酒田地区消防組合と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部を改正する規約  
酒田地区消防組合と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約(昭和48年6月25日施行)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

酒田地区広域行政組合と山形県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約  
第1条中「消防組合」を「広域行政組合」に改める。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

## 山形県告示第343号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年4月4日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地            | 事業所の名称及び所在地                                           | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日    |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------|----------|
| 企業組合労協センター事業団<br>東京都豊島区池袋三丁目1番2号光文社ビル6F | 栄協センター事業団<br>ヘルパーステーションらいふ<br>鶴岡市道形町6番地54号加藤会館<br>101 | 居宅介護        | 平成20.3.7 |

## 山形県告示第344号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新庄土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成20年4月4日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所           |
|----------|--------|--------------|
| 理事       | 山尾 順 紀 | 新庄市五日町5914番地 |

## 山形県告示第345号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年4月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
最上町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡最上町大字向町674
- 3 認可年月日  
平成20年3月27日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第346号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年4月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
因幡堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤島字笹花16番地2
- 3 認可年月日  
平成20年3月26日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第347号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年4月4日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 土地改良区の名称

月光川土地改良区

## 2 事務所の所在地

飽海郡遊佐町遊佐字京田36番地

## 3 認可年月日

平成20年3月26日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第348号

山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)第2条第2項の規定により定めた最上川ふるさと総合公園の区域を次のように変更し、平成20年4月5日から供用を開始する。

なお、関係図面は、土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部西村山道路計画課において縦覧に供する。

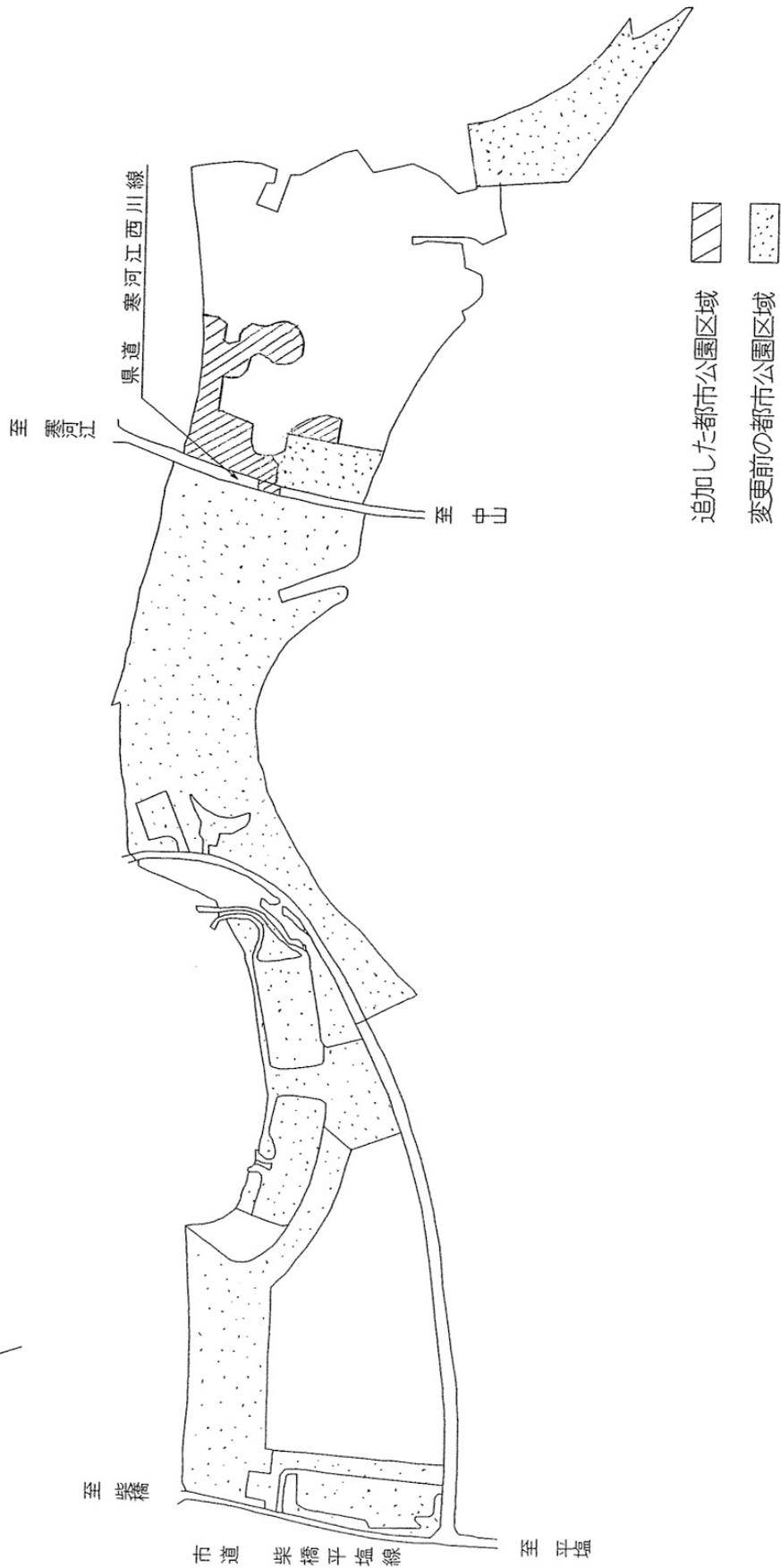
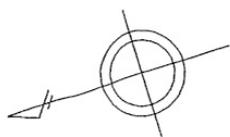
平成20年4月4日

山形県知事 齋 藤 弘

最上川ふるさと総合公園の区域

次の図のとおり

最上川ふるさと総合公園



## 山形県告示第349号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成20年4月4日から同月18日まで縦覧に供する。

平成20年4月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 一般県道東根大森工業団地線
- 2 供用開始の区間 東根市大字東根元東根字一本木5975番2から  
同 一本木一丁目1755番11まで
- 3 供用開始の期日 平成20年4月4日

## 山形県告示第350号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成20年4月4日から同月18日まで縦覧に供する。

平成20年4月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 一般県道東根尾花沢線
- 2 供用開始の区間 東根市一本木一丁目1755番11から  
同 大字蟹沢字鳥居崎1735番1まで
- 3 供用開始の期日 平成20年4月4日

## 山形県告示第351号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成20年4月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 処分をした年月日 平成20年3月27日
- 2 処分を受けた者
  - (1) 商号 有限会社庄友美装
  - (2) 主たる営業所の所在地 酒田市高砂字官林続10番9号
  - (3) 代表者の氏名 阿部 敏哉
  - (4) 許可番号 山形県知事許可(般-19)第701241号
- 3 処分の内容
 

塗装工事業に関する営業のうち、民間工事について、平成20年4月12日から同年5月14日までの33日間の営業の停止
- 4 処分の原因となった事実
  - (1) 有限会社庄友美装が、菅原冷蔵製氷株式会社発注の第一工場製氷工場解体及び増改築工事(以下「本件工事」という。)において、主任技術者を設置しなかったことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。
  - (2) 有限会社庄友美装が、本件工事の主たる部分を一括して他人に請け負わせたことは、建設業法第28条第1項第4号に該当する。
  - (3) 有限会社庄友美装が、本件工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建築工事業を請け負ったことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

## 山形県告示第352号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成20年4月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 処分をした年月日 平成20年3月27日

## 2 処分を受けた者

- (1) 商号 株式会社斉藤工業所
- (2) 主たる営業所の所在地 酒田市山居町二丁目13番18号
- (3) 代表者の氏名 斉藤 淳
- (4) 許可番号 山形県知事許可(般・特-18)第700107号

## 3 処分の内容

建築工事業に関する営業のうち、民間工事について、平成20年4月12日から同月26日までの15日間の営業の停止

## 4 処分の原因となった事実

株式会社斉藤工業所が、菅原冷蔵製氷株式会社発注の第一工場製氷工場解体及び増改築工事において、元請業者である有限会社庄友美装から、当該工事の主たる部分を一括して請け負ったことは、建設業法第22条に違反し、同法第28条第1項第4号に該当する。

## 山形県告示第353号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成20年4月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成20年4月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 梳代鶴岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|--------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 鶴岡市外内島字明神川原222番から<br>同 220番3まで | 旧    | 12.0メートル<br>と<br>10.0 | メートル<br>20 |
| 同 上                            | 新    | 11.4メートル<br>と<br>10.0 | 同 上        |

## 山形県告示第354号

次の開発行為は、完了した。

平成20年4月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年11月30日 指令村総建第5019号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市神町東一丁目5934、5934-1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
山形市大字漆山1487番地4  
有限会社 コモン

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成20年4月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成20年3月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 置賜自然と共育の村

(2) 代表者の氏名

黒澤 巖

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市大字口田沢3216番地

(4) 定款に記載する目的

この法人は、心身障害児者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、支援、並びに心身障害児者の自立生活に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成20年4月4日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成20年3月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 結いのき

(2) 代表者の氏名

西方 常蔵

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市花沢町2695番地の4

(4) 定款に記載する目的

この法人は、協同相互の精神に基づき、高齢者、障がい者、子どもの生活の文化的経済的改善向上に関する事業を行ない、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成20年4月4日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成20年3月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 エオヒップス

(2) 代表者の氏名

五十嵐 正信

(3) 主たる事務所の所在地

酒田市浜中字七窪126番地

(4) 定款に記載する目的

この法人は、障がい者・高齢者・青少年に対して、ホースセラピーに関する事業を行い、保健、医療又は福祉の増進、社会教育の推進、子どもの健全育成、職業能力の開発又は雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに米沢市役所において平成20年8月4日まで縦覧に供する。

平成20年4月4日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
米沢北ショッピングセンター  
米沢市中田町990番地外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣 宮雄  
株式会社ダイユーエイト 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
代表取締役 浅倉 俊一
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣 宮雄  
株式会社ダイユーエイト 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
代表取締役 浅倉 俊一  
その他は未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年11月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
7,341平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 476台
  - (2) 駐輪場の収容台数 70台
  - (3) 荷さばき施設の面積 395平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 82.7立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - イ 株式会社ヤマザワ
      - (イ) 開店時刻 午前9時
      - (ロ) 閉店時刻 翌日の午前0時
    - ロ 株式会社ダイユーエイト
      - (イ) 開店時刻 午前8時
      - (ロ) 閉店時刻 午後10時
    - ハ その他の小売業者
      - (イ) 開店時刻 午前9時
      - (ロ) 閉店時刻 翌日の午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前7時30分から翌日の午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
3か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成20年3月19日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい

て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年8月4日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により確認事務を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

平成20年4月4日

山形県山形警察署長 吉 田 敏 雄

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称  
太平ビルサービス株式会社山形支店
- (2) 主たる事務所の所在地  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル3F

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域  
山形県山形警察署の管轄区域
- (2) 期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

平成20年4月4日印刷  
平成20年4月4日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056